

通信コーナー

2019.04.01

今日より新事業年度です。今年は5月より新元号となります。本日発表されて「令和」となりました。万葉集の梅花の歌、三十二首の序文にある『初春の令月（れいげつ）にして、気淑く（きよ）風和らぎ（やわらぎ）梅は鏡前（きょうぜん）の粉（こ）を披き（ひらき）蘭（らん）は珮後（はいご）の香（こう）を薫（かお）らす』から引用したものだ」と。良い元号だと思います。

政府は働き方の見直しに力を入れています。既に平成30年分から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、働く女性が103万円の壁を意識しなくて済むように、150万円に引き上げられ、働きやすくしています。

今年度は4月から労働時間の状況把握が義務化され、出勤簿への押印だけでは管理していることにならず、ダメとなります。残業時間（残業代）を算定するには、必然的に従業員の労働時間の状況を正しく把握しなければなりません。しかし、労働基準法上は明文化されていませんでした。しかし、長時間労働の是正などを柱とする働き方改革関連法のなかで、労働安全衛生法が改正され、労働時間の状況を把握する義務が明文化されました。罰則はありませんが、労働基準法と合わせて、経営者の責務がより明確化されました。労働時間の状況の把握方法は、具体的には、次の方法によります。使用者が、自ら現認することにより確認する。タイムカード、ICカード、パソコン使用時間の記録等を基礎として確認し、適正に記録する。また、有給休暇を最低5日間は充てなければならなくなりました。こちらも管理していかなければなりません。

消費税増税は予定通りに10月1日から導入となりそうです。最終的にはまだわかりませんが、反対意見が表立ってありませんので、このまま実施まで行きそうです。消費税の軽減税率の実施に伴い、世の中は大混乱となりましょう。少しでも混乱を少なくするため、複数税率に対応したレジの導入や電子的受発注システムの改修が必要となる中小事業者を対象に、その費用の一部を補助する「軽減税率対策補助金」があります。新たな消費税の対応は大変な労力が求められ、資金も要ります。政府はレジ等の対応に補助金を活用してもらおうと本年から制度が拡充され、新たに「区分記載請求書等保存方式」に対応したシステムの改修・機器の導入の費用が補助対象となったほか、補助率の引き上げ（3分の2から4分の3）や、対象業種の追加（旅館・ホテル等の一部）が行われました。申請は、事業者自身が行う場合は、9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、12月16日までに申請します（事後申請）。あるいは、改修等を指定事業者に依頼する場合は、6月28日までに交付申請を行います。補助率や対象が拡大されて使いやすくなっていますので、ご活用ください。